

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（34）

2012年 1月 24日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（3）への反論 その2 本件採択が、本件図書購入の直接的原因であること

1、本件採択が、本件図書購入の直接的原因であること

被告らは、被告準備書面（3）の2～3頁で、原告準備書面（22）の「本件採択と本件図書の購入が、直接の関係にある」との主張及び立証（証拠甲47号証及び同48号証）に対して、次のように反論する。

原告らは、購入理由にある「必要となった」を見落としているか、その意味を取り違えている。さらに、「直接の原因」についても、その意味を取り違えている。

被告らは、「本件採択を直接的原因として当然になされる支出でなく」（答弁書7頁）、「必要と判断した際にその都度購入するものであり」（被告ら準備書面（1）10頁）と主張してきた。

図書は、事務に必要なから購入するのであって、このことは教師用指導書等においても同様である。例えば、新しい法律が制定され、その解説書等の図書を購入する場合、事務に必要なかどうかを判断し、この判断を介して購入するのであって、新しい法律が制定されたことを直接の原因として購入するものではない。

教師用指導書等の購入は事務に必要なから購入するものであり、本件採択と教師用指導書等の購入とは必然的な原因・結果の関係でも、両行為が一体的なものとして評価されるような関係にあるものでもない。

このように被告らは、「本件採択と教師用指導書等の購入とは必然的な原因・結果の関係」にあることは認める。しかし、「本件採択を直接的原因として当然になされる支出でなく」、「必要と判断」し、「購入した」と主張する。「必要と判断」した理由は、被告準備書面（１）及び同（３）からすると、教育委員会事務局総務課（以下「総務課」という。）の「事務に必要な」と判断したということになる。そして、「事務に必要な」との判断に基づく理由の例えとして、「新しい法律が制定され、その解説書等の図書を購入する場合、事務に必要なかどうかを判断し、この判断を介して購入するのであって、新しい法律が制定されたことを直接の原因として購入するものではない。」と主張する。つまり、本件採択と本件教員用教科書及び教師用指導書（以下「本件図書」という。）の購入という「両行為が一体的なものと評価されるような関係にあるものでもない」と主張するのである。

そこで、以下において、本件図書の購入は、「本件採択を直接的原因として当然になされる支出」であることを明らかにする。つまり、総務課の事務に必要なとの判断に基づく本件図書の購入であるとの被告らの主張が、本件の被告今治市教育委員会らの違法行為を隠し、合法化するためのすり替えであることを明らかにする。

（１）本件図書購入目的は、「事務」上でなく「教育」活動上の理由による

原告らは、準備書面（２２）で「本件採択と本件図書の購入が、直接の関係にある」との主張の証拠として、「平成２２年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について（事前伺）」（以下「購入事前伺書」という。証拠甲４７号証）と「平成２３年度 教師用教科書・指導書の購入申し込みについて」（証拠甲４８号証）に明記されている被告ら自身が明記している本件図書等の購入理由を示した。それは、「教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために購入いたしたい」というものである。

つまり、本件図書の購入理由は、学校教育法（第３７条１１項 同法第４９条で中学校にも準用）の「教諭は、児童（生徒）の教育をつかさどる」ための「教育活動」として、「教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために」必要であるとの教育機関（中学校）の要請を受け、本件図書が不可欠であるとの判断に基づくものである。つまり、教育機関（中学校）の教員らの「教育活動」上の必要性が、購入理由であり、総務課の「事務の必要」からの判断に基づく購入ではない。

(2) 採択した教科書の購入が教育活動上不可欠であること

子どもの教育について、最高裁大法廷判決（旭川学力テスト事件 1976年5月21日）は、次のような見解を示している。

子どもの教育は、子どもが将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営みであり、それはまた、共同社会の存続と発展のためにも欠くことのできないものである。

そのうえで、同判決において、「生徒の教育をつかさどる」教員の教授について、次のように「一定の範囲における教授の自由が保障される」との見解を示した。

憲法の保障する学問の自由は、単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含むと解されるし、更にまた、専ら自由な学問的探求と勉学を旨とする大学教育に比してむしろ知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、例えば教師が公権力によつて特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。

このような見解もあつてか、被告らも被告準備書面（1）5頁で、「学校教育においては、教員らが教科用図書の主たる教材として創意と工夫をもって子どもたちと接触をし、弾力的に教授されることが望まれるのは当然のことである。」と述べている。

被告らも認めている教員らの教授（授業）が行うためには、主たる教材として位置づけられている教科書を教員用として確保することは、教育活動上不可欠である。

義務教育期間の教科書は、国が無償措置法に基づき、採択された教科書を購入し、学校の設置者である教育委員会に無償で給付し、学校の校長を通し

て子どもたちに給与されるが、教員用の教科書は、無償措置法の対象外である。よって、「教育」活動上の理由から、地方公共団体の財政（以下「地方財政」という。）から、教員用の教科書を購入することになる。

以上のことで明らかなように、「教育」活動上の理由から本件図書を購入するのである。また、購入事前伺書（証拠甲47号証）には、合議等に「学校教育課長」名と印があり、本件図書の購入の必要性は、「学校教育」上の理由であることを証明している。

なお、今治市会計規則第122条には、「課長等は、物品を購入し、又は修繕しようとするときは、用品調達要求書兼支出負担行為書（別記様式第45号）により契約課長に要求しなければならない。」とあり、この「課長等」とは、当然ながら分掌事務された事務を担当課であり、今治市教育委員会事務局処務規則第3条2項には、「各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする」として、「学校教育課」としては、「(10)教科書その他の教材に関すること」とあることから、本件図書購入事前伺書の担当は、「学校教育課」であるはずである。ところが、本件図書の購入の購入事前伺書を、「総務課」が行っているに疑問がある。この措置の理由は、今治市教育委員会事務局処務規則第17条の別表で、教育機関の小学校・中学校の所属を「総務課」としているからであろう。しかし、今治市教育委員会事務局処務規則第3条2項の「総務課」の分掌事務として、「(11)教材及び教具の設備計画に関すること」とあるが、これは、教育活動のいわば外的環境としての「設備」であり、「学校教育課」の分掌事務との規定の「(10)教科書その他の教材に関すること」を飛び越えて、「総務課」が本件図書の購入の購入事前伺書の事務を行うことに問題があることを指摘しておく。

いずれにしても、本件図書の購入の直接の担当課は、「学校教育課」であるから、このことから、本件図書の購入についての判断は、「総務課」の事務の必要からでないことは明白である。

さらに、次の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第33条とこれを受けての今治市立学校管理規則（12条～15条）からも、学校教育の主たる教材としての採択された教科書を購入することが、前提であることは明白である。

地教行法第33条

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の

取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

今治市立学校管理規則

第3節 教材

(教材の基本条件)

第12条 学校が、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣において著作権を有する教科用図書（以下単に「教科書」という。）以外で教材として使用するものは、次に該当するものでなければならない。

- (1) 教育上有益適切なもの
- (2) 保護者に過重な経費負担とならないもの

(教材の承認)

第13条 学校が、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用するときは、校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(教材の届出)

第14条 学校が、教材として次のものを使用するときは、校長は、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本の類
- (2) 学習の課程及び休業中に使用する各種の学習帳及び練習帳の類

(例外の措置)

第15条 教育委員会は、学校の使用する教材について、特に必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、承認を受け、又は届け出るよう措置することができる。

以上の理由から、被告準備書面（1）9頁にあるように「学校単位での必要な数量を調査し、その部数の図書購入をしたいとの教育委員会事務局総務

課長の要求決定に基づいて支出負担行為の専決権者である契約課長が、予算残額、規格、購入部数年の確認をしたうえ、支出負担行為をし、納品の検収を経て支出に至った」という手続を経ることになるのである。

結語

以上のように、教員用の教科書を購入する理由は、教育現場における教員らの「教育」活動上に不可欠であるとの教育上の理由による判断であり、総務課の「教師用指導書等の購入は事務に必要なである」との事務上の何らかの理由による判断ではないことは明白である。さらには、原告準備書面（35）で示すように、財政上の制限（最小の経費で最大の効果など）もあり、教員用の教科書の購入に関する判断は、採択された教科書になる。

つまり、本件図書は、「本件採択を直接的原因として当然になされる支出」であり、被告らの主張する、総務課の「事務に必要なであるから購入する」ものではないことは明白である。

よって、被告らの主張は、本件採択の違法性を隠し、合法化するための恣意的なすり替えであり、失当というほかない。

以上